

後見制度支援預金

(2024年8月19日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	・ 後見制度支援預金
2	販 売 対 象	・ 家庭裁判所から「指示書」の発行を受けた成年後見人および未成年後見人
3	取 引 種 類	・ 普通預金または決済用普通預金
4	期 間	・ 期間の定めはありません。
5	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時お預入いただけますが、口座開設時のみ家庭裁判所の「指示書」が必要になります。（振込による入金は不可） ・ 1円以上 ・ 1円単位
6	払 戻 方 法	・ 家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき、口座開設店のみで払戻いただけます。
7	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ※決済用普通預金をご利用の場合は、お利息は付きません。 ・ 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ※決済用普通預金をご利用の場合は、対象外です。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算とします。 ※決済用普通預金をご利用の場合は、対象外です。
8	税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した20.315%の源泉分離課税となります。決済用普通預金をご利用の場合は、対象外です。
9	手 数 料	・ 口座開設手数料：11,000円（消費税込）
10	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭裁判所の発行する「指示書」の指示がある場合に限り、定額自動送金サービスを利用できます。ただし、送金先は、口座開設店の被後見人口座のみとします。送金方法については、「毎月定額」かつ「送金日：5日（休日の場合は翌営業日）」のみとなります。 ※新規契約時は所定の手数料が必要となります。
11	預 金 保 険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険対象商品です。（1金融機関につき1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます） ※決済用普通預金は全額保護されます。
12	解 約 時 の 取 扱 い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解約時には、家庭裁判所の「指示書」が必要になります。 ※特定の事情等により、当行で解約を実施する場合がございます。
13	金利情報入手方法	・ 店頭または、仙台銀行ホームページ等をご確認ください。

14	その他参考となる事項	<p>以下のお取扱いはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振込による入金 ・ キャッシュカードの発行 ・ ATMによる払戻し ・ インターネットバンキングの利用 ・ 公共料金等の自動引落および各種自動振替口座への指定 ・ 給与・年金・配当金等の受取口座の指定 ・ 投資信託や公共債等の資金決済口座としての利用 ・ 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用
----	------------	--

<p>当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109</p>
--